

**持続可能な観光（サステナブルツーリズム）に関する国際認証取得支援業務
委託に係る公募型プロポーザル
募集要項**

1 事業概要・目的

高付加価値旅行者を中心に持続可能な観光（サステナブルツーリズム）への関心が高まっており、旅行先や宿泊施設の選定において、国際的に認知された持続可能な観光に関する認証制度（以下、国際的観光認証制度）に基づく認証の取得有無が重要な判断基準となっている。海外では、すべてのホテルに対して国際的観光認証制度の認証取得を義務化している国もあり、今後、日本においてもその必要性は一層高まると考えられる。また、観光地域を将来世代へと持続的につなげていくためには、地域に関わる人々のサステナビリティへの理解を深め、主体的に取り組む意識を醸成していくことが不可欠である。

こうした中で、観光客と地域をつなぐ宿泊施設は、地域のサステナブルな取組を実践し、広く発信する起点となり、地域全体の意識向上を後押しする重要な存在となる。

そこで本事業では、観光地及び宿泊施設における持続可能な観光への機運を醸成するセミナーを開催する。また、県内各エリアの宿泊施設向け国際的観光認証制度の取得を支援し、国際的観光認証制度の普及を通じて、国際的な認知度向上と観光サービスの質の向上を図り、高付加価値旅行者を含む旅行者の誘客促進につなげていく。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 業務委託料

3,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 応募資格

本プロポーザルへ応募することができる者は、次のすべてを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「本部」という。）との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募書類の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- オ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表者を選出し、応募等本部とのやり取りについては代表者が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、すべての構成者が行うこと。
 - ウ 申請については、1グループにつき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。
 - エ 代表者及びその構成者は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

5 公募スケジュール

公募開始	令和8年5月18日(月)
質疑の受付	令和8年5月18日(月)～5月22日(金)17時まで
参加表明	令和8年5月27日(水)17時まで
質疑に対する回答	令和8年5月27日(水)(予定)
応募書類の提出	令和8年6月5日(金)17時まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月12日(金)
契約の締結	受託候補者決定後、速やかに

6 提案に係る手続

(1) 募集期間

ア 参加表明

本プロポーザルに応募する意思がある者は、令和8年5月27日(水)17時までに参加表明書(様式1)を電子メールにて送付すること。

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書(様式任意) 10部
- (イ) 見積書(様式任意) 10部
- (ウ) 暴力団の排除に関する誓約書(様式2(押印不要)) 1部

ウ 受付期間

令和8年5月29日(金)まで(9時から17時の間(土日祝を除く))

※ 締切後はいかなる理由があっても、提出を認めない。

(2) 提出先

「11 事務局」まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。併せて電子メールにてデータを提出すること。

なお、いずれも受付期間内必着とする。

※ 郵送による場合は、郵便追跡サービス等、配送状況が確認できるサービスを利用すること。

(4) 質疑の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年5月22日（金）17時まで

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。（様式任意）

ウ 質疑に対する回答

原則、本部のホームページにおいて、すべての質問及び回答を公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。

(5) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ウ 提案に係るすべての費用は応募者の負担とする。

エ 参加表明後に応募を取りやめる場合、及び提出書類提出後に辞退する場合は、その旨と理由を事務局まで電子メールにより連絡すること。

7 受託事業者等の選定

(1) 選定方法

審査会を設置し、別紙審査基準案に基づき、提案内容を総合的に審査し、最も高い評価を得た応募者を受託候補者として選定する。また、1位の者が複数の場合は、会長が受託候補者を決定する。

審査においては、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、応募者が多数の場合は、提出書類を基に事務局が事前審査し、5者程度に絞ったうえで実施する。事前審査の結果、プレゼンテーション対象とならなかった応募者に対しては、電子メールにより速やかに通知する。

ア 日時・場所

(ア) 日時：令和8年6月12日（金）

(イ) 場所：兵庫県庁周辺

※日時、場所その他実施方法の詳細は、別途個別に通知する。

イ その他

(ア) プレゼンテーションは、応募時に提出した資料に沿って行うこととし、当日の追加資料は認めない。

(イ) プレゼンテーション参加のための交通費等は応募者の負担とする。

(ウ) 当日、モニター等の使用を希望する場合は、必ず応募書類提出時に申し出ること。

(エ) プレゼンテーションにおける説明内容及び質疑に対する応答内容は、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(オ) 必要に応じて、オンラインでの実施に切り替える場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、事務局から応募者全員に対して文書で通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

- ア 「4 応募資格」に該当しない場合
- イ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ ほかの応募者との談合、協調行為が疑われる場合
- エ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- カ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行うこと

(4) 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、審査を実施する。ただし、審査の結果、受託候補者を選定しない場合がある。

8 選定の取消し

- (1) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 受託候補者として選定された者が、委託契約締結までに、本要項に定める応募資格を喪失したときは、選定を取り消す場合がある。

9 契約締結に関する事項

- (1) 受託候補者に選定された者と業務委託契約締結に向けた協議を行う。この協議の結果、本部と受託候補者双方で確認のうえ、提案内容を修正し、又は変更し契約を締結する場合がある。
- (2) 受託候補者は、原則として、7（2）の結果通知日の翌日から起算し7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、双方の負担とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、本体価格に100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (3) 一度提出のあった書類は、原則として差替えを認めない。
- (4) 受託候補者となった者が、応募資格を喪失した場合、又は契約前協議が調わない場合、本部は審査の結果が時点だった者と契約を締結することができる。その場合、該当者に対して、別途その旨を通知する。
- (5) 提案時に応募者が提示する金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は受託候補者決定後に締結する契約書による。

11 問合せ先・事務局

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当：蓑島

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-361-7661（直通） FAX：078-361-7662

E-mail：minoshima@hyogo-tourism.jp

審査基準案

評価項目	視点	配点
1 業務理解度の評価		
事業背景と目的の理解	高付加価値旅行者の誘客促進や次世代へ観光地域をつなぐという社会的背景や委託者の意図を十分に理解し、兵庫県の現状と課題を踏まえたうえで、意義を的確に捉えているか。	10
2 企画構成の評価		
全体計画	セミナー開催、コーチングと国際認証取得に向けた流れが目的達成のために理論的につながり、かつ委託期間内に円滑に遂行可能な計画となっているか。	15
KPI達成に向けたアプローチ	目標数値（KPI）を達成するために、効果的な集客手法や動機付けの仕組みが具体的に盛り込まれているか	5
3 企画提案内容の評価		
国際的観光認証制度の選定	兵庫県の多様性に加え、多様な形態の宿泊施設の特性や各エリアの状況を考慮し、最も適した認証制度が説得力をもって提案されているか。	15
セミナーの企画	参加者の取得への意欲を高めるための魅力的なテーマ設定、講師選定、及び効果的な広報活動が見込まれるか。	5
コーチングの実効性	各エリア単位の参加者全員にとって、有益なコーチング手法の提案がされているか。また、具体的な課題を特定し、解決・改善へのアプローチによる好事例の創出が見込まれるか。	10
独自提案の有用性	基本業務を実施するだけでなく、事業の費用対効果を高める、提案者ならではの付加価値の高い創意工夫が含まれているか。	5
4 実施体制		
業務遂行能力と管理体制	兵庫県の観光に関する基礎的な知識を有する人材が配置されているか。またスケジュール管理や情報セキュリティ対策など、業務を安全かつ確実に実施できる組織体制となっているか。	10
ネットワークと知見	国際的観光認証制度やサステナブルツーリズムの潮流に明るい有識者等とのネットワークを有し、様々な状況に応じて質の高い助言を提供できる体制となっているか。	15
5 予算		
見積りの妥当性	各業務実施に係る費用が具体的に積算され、かつ妥当であるか。	10